

# 企画競争説明書

業務名称：2023年度-2025年度課題別研修「イノベーション促進による  
新産業の創造・振興」研修委託業務

調達管理番号：23c00387000000

- 第1 競争の手順
- 第2 業務仕様書
- 第3 プロポーザル作成要領
- 第4 見積書作成及び支払について
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2023年9月5日  
独立行政法人 国際協力機構  
関西センター

## 第 1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

### 1. 公示

公示日 2023 年 9 月 5 日

調達管理番号 23c00387000000

### 2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 関西センター 契約担当役 所長 木村 出

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2023 年度-2025 年度課題別研修「イノベーション促進による新産業の創造・振興」研修委託業務
- (2) 業務内容：「第 2 業務仕様書」のとおり
- (3) 契約書（案）：「第 5 契約書（案）」のとおり
- (4) 契約履行期間（予定）：
  - 第 1 年次（2023 年度）：2023 年 12 月上旬から 2024 年 3 月下旬（単年度契約）
  - 第 2 年次（2024 年度）：研修実施時期に合わせて契約予定（単年度契約）
  - 第 3 年次（2025 年度）：研修実施時期に合わせて契約予定（単年度契約）

本研修委託業務は、2023 年度から 2025 年度までに実施する予定の計 3 年次分の研修コースを対象とします。2023 年度は来日研修、また 2024 年度以降に締結する契約についても来日研修を想定しますが、コロナウィルス感染状況（以下、「COVID-19」という。）によってはオンライン研修を契約対象とする場合があります。オンラインとする場合、実施 3 か月前を目途に JICA と協議の上、決定するものとします。

研修の案件目標は原則として 3 か年度を通じ同じ内容としますが、適宜改善して実施することが適切なことから、年度毎に業務量、価格等について見直しを行なった上で契約を締結します。

2023 年度実施研修については上記のとおり 2023 年 12 月上旬から 2024 年 3 月下旬頃までを契約履行期間とします。2024 年度及び 2025 年度はそれぞれ研修実施期間の前後 2 ヶ月間を履行期間とした契約を締結します（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除きます）。

消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議します。

#### 4. 担当部署等

##### (1) 書類等の提出先

手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。

なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

【住所】〒651-0073

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

独立行政法人国際協力機構 関西センター 研修業務課（担当：藤井）

【電話番号】078-261-0341（代表）

【メールアドレス】[ksictp1@jica.go.jp](mailto:ksictp1@jica.go.jp)

##### (2) 書類授受・提出方法

1) メールでの送信：上記(1)メールアドレス宛

2) 郵送等の場合：上記(1)住所宛

簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。提出期限内必着とします。

3) 持参の場合：関西センター受付にて、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時（12時30分から13時30分を除く）まで受け付けます。

4) メール送信の留意点

① メールタイトルは「「イノベーション促進による新産業の創造・振興」研修委託業務企画競争」としてください。

② 当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

③ ファイルサイズの受信制限があるため、送付メールの容量は20MB以下とし、超える場合は、送付前に事前にご連絡ください(ZIPファイル等圧縮ファイルは受信できません。)。大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付します。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ提出連絡を行ってください。

④ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - ② 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - ④ 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。

(3) その他の要件

2023 年度案件を第 1 回目として受託し、2025 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025 年度案件まで継続契約を行う予定です。（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結します。

## 6. 共同企業体、再委託について

(1) 共同企業体：

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記 5 (1) (2) (3) の競争参加資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届への代表者印及び構成員のすべての社の社印は省略可とします

(2) 補強：補強は認めません。

(3) 再委託：

- 1) 再委託は原則禁止となりますが、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の本業務に付随する軽微な業務を再委託することは可能です。  
一部業務の再委託を希望する場合はプロポーザルにその再委託予定業務、再委託企業名等を記述してください。
- 2) 再委託の対象となる業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的

- な業務に限ります。
- 3) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
  - 4) なお、契約締結後でも、当機構から承諾を得た場合には再委託が可能です。

## 7. 競争参加資格の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、プロポーザルにて提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。

全省庁統一資格を有していない場合は、競争参加資格を確認するため、(4)を提出してください。

- (1) 提出期限：**2023年9月20日(水) 12時まで**
- (2) 提出場所：「4. (1) 書類等の提出先」参照
- (3) 提出方法：電子メール、郵送等又は持参
- (4) 提出書類：
  - 1) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
  - 2) 組織概要、パンフレット等
  - 3) 登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
  - 4) 財務諸表(写)(申請日直前1年以内に確定した決算書類)
  - 5) 納税証明書(写)(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)
- (5) 確認結果の通知：

競争参加資格の確認の結果は電子メールで通知します。  
2023年9月21日(木)までに結果が通知されない場合は、「4. (1) 書類等の提出先」にご照会ください。
- (6) その他：
  - 1) 申請書の提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
  - 2) 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
  - 3) いったん提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
  - 4) 競争参加資格有の確認通知を受けた後に、プロポーザルを提出されない場合には、辞退届の提出をお願いします。詳細は、16(2)をご参照願います。

## 8. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問方法

業務仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

  - 1) 提出期限：**2023年9月13日(水) 12時まで**
  - 2) 提出先：「4. (1) 書類等の提出先」参照
  - 3) 提出方法：電子メール

メールタイトルは以下のとおりとしてください。  
【企画競争説明書への質問】(調達件名)

当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

4) 質問書様式：「質問書」（様式集参照）に記入

(2) 質問への回答

上記(1)の質問書への回答は、次のとおり閲覧に供します。

・2023年9月19日(火)以降、以下のサイト上に掲示します。

・なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」(<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点における公告・公示情報」の「研修委託契約」から該当する調達項目を選んでください。

(3) 留意事項

1) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。  
見積金額は、回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 9. プロポーザル・見積書の提出等

(1) 提出期限：**2023年10月5日(木)12時まで**

(2) 提出場所：「4.(1)書類等の提出先」参照

(3) 提出方法：電子メール(※)、郵送等又は持参

(※) 当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)

またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、2023年10月6日(金)13時までに受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル(提出部数：正1部、写4部)

「第3 プロポーザル作成要領」を参照してください。

2) 見積書(概算)(提出部数：正1部)

① 本時点での見積書は任意様式とします。積算にあたっては、「第4 見積書作成及び支払について」を参照願います。

② 全体の契約期間が3年間の場合は、当該3年分の総額(「第4章見積作成及び支払について」に従い概算)、及び初年度の見積額(概算)・支出項目内訳を提示してください。

③ 見積書作成にあたっては、最新版(2023年3月版)の「研修委託契約ガイドライン」([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html))を参照願います。

④ メールで提出いただく場合は1部を提出いただき、写の提出は必要ありません。また、セキュリティの強化のため。提出データにパスワードを設定のうえメール送信し、別メールでパスワードをお知らせください。

(5) その他

- 1) 一旦提出されたプロポーザル等の応募書類は、差し替え、変更又は取り消しできません。
- 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 3) 提出書類は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。
- 4) 採用の有無を問わず、プロポーザル等については返却しません。不採用となったプロポーザル及び見積書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、プロポーザル評価結果通知の日から7営業日以内に上記4.(1)窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)します。なお、受託者となった者以外のプロポーザル等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- 5) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

#### 10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

- (1) 評価項目・評価配点・評価基準  
「第3 プロポーザル作成要領」参照
- (2) 評価方法  
「第3 プロポーザル作成要領」参照
- (3) 契約交渉順位の決定方法  
プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点と同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

#### 11. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは、当機構において審査し、プロポーザルを提出した全者に対して、その結果を文書にて通知します。2023年10月11日(水)までに結果が通知されない場合は、「4.(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。
- (2) 選定結果は、当機構ウェブサイト上で公表します。
- (3) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について書面(様式は任意)により説明を求めることができます。詳細は、「16. その他(1)」をご参照ください。

#### 12. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の者から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書及び提案いただいた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (3) また、当機構として契約金額(単価)の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。
- (4) 契約交渉において、見積書及び最終的な委託業務内容に基づき、契約金額の交渉を行います。契約金額(又は最終的な委託業務内容)について合意できない場合、契約交渉を終了します。

### 1 3. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 「1 2. 契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書（JICA が指定する見積書様式）を提出するものとします。
- (2) 「第 5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第 5 契約書（案）」を参照してください。

### 1 4. 競争・契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - ② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - ① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - ② 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - ④ 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3) 情報の提供方法  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式で必要な情報を提供いただきます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表  
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節に規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 1 5. 誓約事項

プロポーザルの提出をもって、競争参加者は、以下の事項について誓約したものとします。

- (1) 反社会的勢力の排除  
以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。
  - 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、



「反社会的勢力」という。)である。

- 2) 役員等が暴力団でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- 1) 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- 2) 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- 3) 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- 4) 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者

- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

## 16. その他

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知から7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡願います。日程を調整のうえ、面談（若しくはオンライン）で説明します。
- (2) 辞退理由書  
当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後にプロポーザルを提出されなかった者に対し、辞退理由書の提出をお願いしています。  
辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。  
なお、内容につきまして、個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

## 第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「委託者」という。）が実施する2023年度－2025年度課題別研修「イノベーション促進による新産業の創造・振興」に関する業務の内容を示すものです。本件受託者は、この業務仕様書に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本業務仕様書の第2－1「業務の内容・目的に関する事項」、第2－2「研修委託上の条件」に関しては、本業務仕様書の内容に基づき、応募者がその一部を補足又は改善したプロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

### 第2－1 業務の内容・目的に関する事項

#### 1. 研修コース名

課題別研修「イノベーション促進による新産業の創造・振興」

#### 2. 2023年度研修期間（予定）

全体受入期間：2024年1月31日（水）～2024年2月15日（木）

技術研修期間：2024年2月1日（木）～2024年2月14日（水）

（2024年度以降の実施時期は今後調整する）

#### 3. 研修の背景・目的

JICAでは、新興国・途上国での「民間セクター開発」を進めていく中で、所得を向上させ、財政を支える民間企業の育成・強化に資するべく、起業家や企業の競争力の向上や産業・投資政策やビジネス環境整備を行う支援を実施することとしている。

一方で、産業振興に関わる投資促進支援や産業振興政策・施策を実践するための技術協力、資金協力、民間連携事業を進めると共に、将来の更なる事業の形成に資するべく、本研修において日本のイノベーション、優位性のある技術を紹介し、新興国・途上国との経済協力関係を構築していくことが期待されている。さらに、JICA関西センターでは、現地企業と関西地域の企業の協働を進め、連携を強化し、双方の経済の強靱化を目指しながら、自治体からも求められるイノベーションや投資を推進する協力を進めていくこととしている。

本研修では、新興国・途上国関係者に関西地域の自治体と企業の視察の機会を提供すると共に意見交換の場を設けることにより、新興国・途上国の産業育成やイノベーション促進担当機関（産業/工業省、特区政策担当省庁）、STI担当省（科学技術省、イノベーション省等）、中央銀行、政策投資金融機関、研究・大学・高等教育機関等とのネットワークと、将来的な双方の協働体制を構築することを期待して実施するものである。

具体的には、対象地域・国におけるイノベーション促進による新産業創造・振興やビジネス環境整備を担う公的機関の実務人材を対象に、自国でのイノベーションを促進し、新産業創出を促進するために必要な基礎知識、制度、環境、人材育成及び事例等について理解を深めることに加え、その学びから自国での具体的な取り組みを特定し、実践的な活動を進める能力の向上を目指す研修である。特に、関西イノベーション国際総合戦略特区をはじめとする規制緩和や実証事業の

効果、産官学金連携によってイノベーション創出を図る仕組みについて学ぶ。さらに本研修では、新産業として主にライフサイエンス（再生医療等）と環境に配慮したエネルギー（脱炭素・水素等）にかかる政策・施策・制度・事業をとりあげ、特区における具体的な取り組みの実例や、関連企業・特区事業の視察、イノベーション促進を实践する企業や企業団体との意見交換等を組み込むことにより、帰国後の具体的な取り組みに繋げることを目的とする。

#### 4. 案件目標（アウトカム）

イノベーション促進による新産業創造・振興やビジネス環境整備に関わる知見が蓄積され、自国の状況・環境にあった新産業の創出・振興に向けた必要な取り組みが認識されるとともに、実践的な活動を進められる能力が向上する。

#### 5. 単元目標（アウトプット）

- (1) 研修員が自国でのイノベーション促進及び新産業創造・振興における現状・課題を認識・共有する。
- (2) イノベーション促進が求められる再生医療等のライフサイエンス分野や脱炭素・水素等のエネルギー分野といった新産業の創造・振興を促進する国・自治体の政策・制度、施策及び、産官学金連携の制度・体制・仕組み・人材育成の取り組みについて理解する。
- (3) イノベーション促進及び新産業の創造・振興のための、政府機関、自治体、経済団体、企業、研究機関、金融機関等の、それぞれの立場による多様なアプローチ方法について理解する。
- (4) 日本の様々なアクターによるイノベーション促進及び新産業創造・振興の事例を学び、特区での有用な取り組み及び付随する課題や教訓を理解する。
- (5) 上記の知見をもとに、研修員が自国にて必要なアクションを特定し、それを実践するために必要な活動、予算、タイムライン等を盛り込んだ計画を作成する。  
なお、単元目標の構成については、変更・追加提案を可とする。

#### 6. 研修構成・内容

- (1) 上記単元目標を達成するために想定される以下の研修項目をカバーする講義、視察、演習を含む上記技術期間中から原則土日祝を除いた約2週間の研修を実施する。

注：以下の「リソース候補」については参考情報であり、何らか事前調整がなされているものではない。

	単元目標	想定される研修項目
1	研修員が自国でのイノベーション促進及び新産業創造・振興における現状・課題を認識する。	・ カントリーレポートの作成及び発表と討議（自国のイノベーション促進及び新産業創造・振興にかかる政策・計画とその実践の現状・課題）。

2	<p>イノベーション促進が求められる再生医療等のライフサイエンス分野や脱炭素・水素等のエネルギー分野といった新産業の創造・振興を促進する国・自治体の政策・制度、施策及び、産官学金連携の制度・体制・仕組み・人材育成の取り組みについて日本での事例を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション促進及び新産業創出・振興にかかる制度・政策、産官学金連携の制度・体制・仕組み・人材育成の取り組みに係る講義・討議。特に、「関西イノベーション国際総合戦略特区」を事例とし、特区を利用したイノベーション創出と新産業創造・振興の手法について講義する。</li> <li>・内閣官房・内閣府による関連政策・制度（経済特区政策・制度、地方創生支援制度等）</li> <li>・経済産業省近畿経済産業局の関連政策・制度。</li> <li>・自治体による施策・制度。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-産官学金連携に関連した制度・体制・仕組み・人材育成の取組み（例：関西共創の森等）</li> <li>-大企業・中小企業を含めたイノベーション創出のためのインキュベーター育成支援、スタートアップ促進にかかるプラットフォーム形成、エコシステム形成、SDGs ビジネスの促進（ESG 投資を含む）等</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">なお、その他の、新興国・途上国に有用なイノベーション促進および新産業の創造・振興にかかる事例の提案も可。</p>
3	<p>イノベーション促進及び新産業の創造・振興のための、政府機関、自治体、経済団体、企業、研究機関、金融機関等の、それぞれの立場による多様なアプローチ方法について理解する。</p>	<p>上記2のイノベーション促進および新産業の創造・振興ための取組について、政府機関、自治体、経済団体、企業、研究機関、金融機関等関係者との意見交換・討議をとおして、それぞれの立場による多様なアプローチについて理解を深める。</p> <p>ーイノベーション促進及び新産業の創造・振興のためのアクションに必要な討議テーマを設定し、日本側の様々な立場のアクターとの議論を行う。</p> <p>また、イノベーション促進及び新産業の創造・振興に必要な、議論のトピックの提案を行うこと。（グループディスカッションを想定したテーマを、複数提案すること。）</p>
4	<p>日本の様々なアクターによるイノベーション促進及び新産業創造・振興の事</p>	<p>視察：関西イノベーション国際総合戦略特区（ライフサイエンス、エネルギー分野等）の事業サイト、イノベーション推進企業、産官</p>

	例を学び、特区での有用な取り組み及び付随する課題や教訓を理解する。	<p>学金連携組織、インキュベーション施設、スタートアップ支援プラットフォーム等</p> <p>以下のような事例の視察先関係者との意見交換を通じて、有用な取り組みと付随する課題や教訓について学ぶ。</p> <p>事例：京都府・市、大阪府・市、兵庫県・神戸市等の自治体のイノベーション創出施策・制度担当者（先端医療技術：iPS細胞等再生医療、医療ロボット等）、（新エネルギー：水素スマートシティ、大阪H2ビジョン等）          討議：政府・自治体、大学、金融機関等の様々なアクターとの意見交換・討議</p>
5	上記の知見をもとに、研修員が自国にて必要なアクションを特定し、それを実践するために必要な活動、予算、タイムライン等を盛り込んだ計画を作成する。	<p>・研修をとおして得られた学びや課題・教訓と、自国との比較に基づいた実現可能なアクションプランの作成・発表</p> <p>-自身の業務範囲で実現が見込まれる活動を記載する。</p> <p>-業務範囲を超えるアクションプランの対応のため、予算獲得の可能性だけでなく外部資金の活用のために必要なプロジェクト要請、国際機関や二国間援助機関、民間金融機関に対する出融資の申請等、具体的な対応に関する講義を行なう。</p>

また、研修開始前の以下の事前活動を行うこととする。

研修開始前の事前活動：

- ・来日前のオンデマンド講義実施を検討することも可とする。オンデマンド講義は、来日後の意見交換・討議に必要な基礎的事項について学ぶ教材を設定し、必要に応じて、オンデマンド講義に対するQ&A対応（メールベース）を検討する。
- ・自国のイノベーション促進及び新産業創造・振興にかかる政策・計画とその実践の現状・課題を事前レポートにまとめる。

(2) 主たる研修実施場所（予定）

JICA 関西センター

7. 研修使用言語：英語

## 8. 研修員

- (1) 定員：15名（応募状況や選考結果により数名の増減可能性があります）
- (2) 参加予定国（予定人数）：11ヶ国  
インドネシア（1名）、ベトナム（1名）、モンゴル（1名）、ドミニカ共和国（1名）、ブラジル（2名）、ペルー（1名）、エジプト（2名）、ガーナ（1名）、ケニア（1名）、カメルーン（2名）、タジキスタン（2名）
- (3) 研修対象組織：産業育成やイノベーション促進担当機関（産業/工業省、特区政策担当省庁（首相/大統領府、計画省等）、STI担当省（科学技術省、イノベーション省等）、中央銀行、政策投資金融機関、研究・大学・高等教育機関等
- (4) 研修対象者：イノベーション推進及び新産業創出・振興政策・施策の立案・実施に関わる3年以上の実務経験を持つ人材

## 9. 研修方法

- (1) ハイブリッド研修（遠隔研修・来日研修）の実施も可とする。
- (2) 上記単元目標を達成するために想定される研修項目をカバーする講義、視察、演習を含む遠隔研修の実施を提案することも可能。
- (3) なお、オンデマンド教材による来日前の知識習得が可能かつ効果的・効率的と考えられる項目は、可能な限り活用を検討すること。  
注：遠隔研修（オンデマンド研修）を提案する場合は、1日1コマ（1.5時間）を目安とし、教材を新規作成する場合には遠隔研修ガイドライン（以下のURL）に準じて作成し、作成費用を計上すること。  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/remote\\_training.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/remote_training.pdf)
- (4) その他以下のとおり。
  - (ア) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。  
オンデマンド教材を含めたテキスト・レジュメ等は、既存教材の活用も可とするが、新規作成を基本とする。
  - (イ) 演習/実習：講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。
  - (ウ) 見学・研修旅行：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。  
研究機関だけでなく民間企業等への訪問も含め、研修員がより適応範囲の広い技術を習得することを狙いとして実施する。
  - (エ) レポート作成・発表：各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして各レポートの作成・発表をさせる。

※当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で

確認する等、研修コースでの現場調整を行います。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

#### 10. 研修プログラム作成上の留意点

技術研修以外に、当機構が実施する以下の内容も日程案に含めること。

- (1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日翌営業日の午前）  
受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、来日翌日に実施する。
- (2) プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：1時間（来日翌営業日の午後）  
当該研修の関係者紹介、全体日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラム及び構成に係る説明、その他研修実施に必要な事項について研修員に説明する。受託者は、機構と共にプログラムオリエンテーションを実施する。
- (3) 評価会、閉講式：2時間（離日前日）

#### 11. 研修の評価

研修受託機関は研修実施状況及び以下の実施ツールを総合的に分析し、評価結果につき業務完了報告書に取りまとめる。

- (1) 質問票(Questionnaire)  
研修員が回答したものを研修監理員が集計する。技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。
- (2) 成果物評価  
参加研修員が作成したファイナルレポート、最終総括及び評価会での報告・発言内容等の確認を行い、目標達成度を評価する。



## 第 2 - 2 研修委託上の条件

### 1. 研修施設

研修に係る施設は、JICA 関西の施設や設備、機材を使用することができる。この場合、研修受託機関は JICA 関西の指示に従って使用することとする。

### 2. 契約履行期間（予定）

2023 年 12 月上旬から 2024 年 3 月下旬（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

本件競争は 2023 年度、2024 年度、2025 年度を対象に実施される予定の研修を対象に行うが、契約は年度毎に分割して締結する。

### 3. 委託契約業務の内容

#### （1）研修運営全般に関する事項

##### ① コロナへの対応

研修実施にあたり、受注者は JICA の定める対応要領における新型コロナウイルス感染症等に対する感染症対策を徹底する。また、感染者発生時には、JICA の定める対応フローに従って対応する。

##### ② 研修日程調整及び日程案の作成

JICA 関西が提示する案件目標及び単元目標を達成するための研修カリキュラムの企画・検討を行い、これに必要な講義、見学先等を選定し、日程（案）を作成する。日程（案）について、JICA 関西担当者と打合せのうえ、具体的な講義（実習）名、研修内容、講師名、研修場所、見学先等を含む最終的な日程及び研修カリキュラムを確定する。なお、移動手配結果を含めた詳細日程は JICA が指定する「研修詳細計画書」（様式集参照）にて別途作成する。

##### ③ 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理

各講師や見学先からのアポイントを取り付けるとともに、必要な経費について確認し、研修経費見積書を作成・提出する。

##### ④ JICA 関西その他関係機関及び研修員との連絡・調整

研修計画の策定及び実施等にあたっては、JICA 関西等と適時に連絡・調整を行い、進捗状況については適宜報告する。変更（軽微なものは除く）や未定事項の決定時には事前に協議する。

##### ⑤ 研修監理員との連絡・調整

本研修では、日本語-英語の研修監理員（通訳）を JICA 関西が配置する。研修受託機関は研修日程に基づき、研修場所や開始時間等について研修監理員と調整・確認を行う。研修監理員の配置人数は 2 名を想定。

##### ⑥ プログラムオリエンテーションの実施

研修開始時に、詳細日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラムの具体的な構成、その他研修実施に必要な事項を研修員に説明する。

##### ⑦ 研修の運営管理とモニタリング

研修実施にあたっては、研修員に対して、単元目標をふまえた各講義の意図、講師の略歴、全体の流れ等を十分に伝えるとともに、研修員のニーズ、途上国の状況についての講師への情報提供を随時行い、研修内容の理解の向上に努め

る。必要に応じ講義、見学に同行し研修実施状況をモニタリングする。

- ⑧ 研修員の技術レベルの把握  
アプリケーションフォームからの情報抽出、個別面接や日常観察等を通じて、研修員の技術レベル等を把握するとともに、適宜研修の運営管理へフィードバックする。なお、提出されたインセプションレポートの内容に不備がある場合は、研修員へ適切に指導する。
- ⑨ 各種発表会の実施（プロポーザルに含める場合）、討議の先導  
研修員作成のアクションプランの指導、レポート発表会における実施準備や進行管理、研修員間の討議の先導を行う。
- ⑩ 研修員からの技術的質問への回答  
研修員からの技術的質問に対して、講義や見学先の説明等も踏まえて適宜回答する。
- ⑪ 質問票の配布、回収及び集計補佐  
研修監理員が JICA 指定の質問票様式を研修員に配布・回収し、評価会前に集計を行う際の補佐を行う。
- ⑫ 評価会への出席及び実施補佐  
研修終了時に研修の成果確認、改善点の抽出等を目的として行われる評価会に出席し、実施の補佐を行う。
- ⑬ 閉講式への出席及び実施補佐  
閉講式に出席し、実施の補佐を行う。
- ⑭ 最終総括の実施  
研修で学んだことの振り返り、まとめを行う。

## (2) 講義（演習・実習等）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保  
研修の講師に対するアポイントの確定、研修場所の連絡等を行う。なお、その際、全体プログラムにおける当該講義の位置付けや留意点を講師に十分説明し、他の講義との重複を避けるよう調整を図る。
- ② 講師への講義依頼文書の発出  
必要に応じ、講師本人又は講師所属先に講義依頼文書を発出する。
- ③ 講義室及び使用資機材の確認  
講義室、及び講師から依頼のあった研修資機材（パソコン、プロジェクター、DVD 等）を JICA 関西と調整のうえ、確保、準備する。
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認  
講師が使用する講義テキスト、配布資料の取り付けを行い、英語翻訳（外注可）し、印刷製本したものを研修員に配布する。テキスト等の著作権の扱いについては JICA の定める「研修事業における著作権ガイドライン」及び委託者の指示に基づくこととし、必要な処理を行う。
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化  
上記④で著作権処理が適切に行われた講義テキスト、参考資料については CD-ROM に記録し、JICA に一式提出する。
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応  
講義場所へ講師を案内する等、研修監理員と協議しつつ、適宜対応する。

- ⑦ 講師謝金の支払い  
講師に対し、当機構の基準に基づく謝金を、源泉徴収の有無、所得税課税の有無等を確認したうえで支払う。
  - ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い  
講師に対し、必要に応じ旅費又は交通費を支払う。
  - ⑨ 講師（若しくは所属先）への礼状の作成・送付  
必要に応じ、講師やその所属先等に礼状を発出する。
- (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項
- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付  
見学先に対するアポイントの確定、場所の連絡等を行う。必要に応じ、見学先への依頼文書、同行者への依頼文書を発出する。
  - ② 見学先への引率  
見学先に同行する。（必要に応じ補足説明を行う。）
  - ③ 研修旅行の手配（研修員、講師と同行者の旅行手配）及び支払い  
研修員及び研修監理員の移動及び宿泊に係る手配及び支払いを行う（研修員の当機構国内機関滞在期間中の宿泊費や本邦滞在期間中の日当は除く）。  
研修受託機関から同行する場合は、移動及び宿泊に係る手配及び支払い、日当の支払いを行う。
  - ④ 見学謝金等の支払い  
見学先に対し、必要に応じ JICA の基準に基づく謝金等を支払う。
  - ⑤ 見学先への礼状の作成と送付  
必要に応じ、礼状を作成・発出する。
  - ⑥ 研修旅行中の土日等を利用した日本文化理解プログラムの計画・引率
- (4) 事後整理に関する事項
- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告及び情報廃棄報告含む）と経費精算報告書を作成する（下記 3. 報告書の提出参照）。各報告書は日本語にて作成する。
  - ② 資材返却

#### 4. 報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、業務提出物、及び経費精算報告書を技術研修期間終了後速やか（契約履行期限 10 営業日前まで／若しくは業務実施要領で指定する期日まで）に提出する。業務完了報告書の記載項目は以下のとおりとするが、研修受託機関がその一部を補足又は改善することを妨げるものではない。

##### (1) 業務完了報告書

###### 【記載事項】

- 1) 案件の概要
  - ① 案件名（和文／英文）
  - ② 研修期間
  - ③ 研修員人数、国名
- 2) 研修内容

- ① 研修全体概念図
- ② 単元目標ごとのカリキュラム構成
- 3) 案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度
  - ① 案件目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
  - ② 単元目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
  - ③ 達成度測定結果（上記達成度の判断根拠及びデータ）
- 4) 研修案件に対する所見
 

（研修の運営や質の向上の観点から振り返りについて記述。特に工夫した内容や注力した取り組み及びそれらの結果、（継続契約の場合は）過年度からの変更点や新規導入した講義・視察等）

  - ① 研修デザイン（研修期間・プログラム構成等）
  - ② 研修内容（コンテンツ）（研修プログラム内容・研修教材）
  - ③ 研修効果を高める工夫
  - ④ 研修対象の選定（割当国、対象機関、研修員）
  - ⑤ 研修運営体制
  - ⑥ 事前活動・事後活動（ある案件のみ）
  - ⑦ その他特記事項
- 5) 次年度へ向けた改善点及び提案
  - ① 評価会における指摘事項
  - ② 次年度以降の改善計画（案）
  - ③ 次年度 GI に反映させるべき点

## （2）業務提出物

- ① 業務提出物一覧
- ② 研修日程表
- ③ 著作物の利用条件一覧
- ④ 研修教材一式（上記（2）③著作物の利用条件一覧に記載の動画等を含む教材（完成品）全て）
- ⑤ 情報廃棄報告書

## （3）業務完了報告書添付資料

- ① 添付資料一覧
- ② 質問票のまとめ（案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度として、質問票による回答結果を活用している場合のみ）
- ③ 研修員アンケート結果（JICAによる質問票以外で、受託者にて独自に実施したものがあれば）、研修員個々の評価、研修員レポート等

## （4）経費精算報告書

以下5（1）に掲載されている経費様式をご使用ください。

## 5. 参考

- （1）研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

(2) 研修事業における著作権ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/copyright.html>

### 第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書」及び以下についてプロポーザルに十分に反映いただくことが必要となりますので、その内容をよく確認してください。

#### 1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目

記載項目・評価項目	分量	様式	配点
<b>■応募機関の経験・能力</b>			
(1) 類似業務の経験 ・本研修実施に活用可能なイノベーション創出・産業振興、エネルギー・先進医療分野や特区事業に関連する研修又は同分野の技術協力業務に関する知見及び実務経験。当該業務実施に当たっての組織体制図、担当者名、その他特筆すべき知見・経験・関係機関とのネットワーク等を記載する。 ・国内外における当該分野の研修や指導を実施した過去5年間の実績を具体的に記載する。また、それらの業務経験が当該案件の実施にあたり、どのように有用であるかについても説明する。  * 当機構発注業務に限らず、他団体が発注した類似業務も含める。	2枚程度	不問	15点
(2) 業務実施上の支援体制等 ・当該研修コースの受託及び実施にあたり、組織の支援体制を具体的に記載する。			10点
<b>■業務の実施方針</b>			
(1) 技術面（カリキュラム編成方針・コース運営方針） ・業務の内容を踏まえ、研修目的及び到達目標（単元目標）に沿ったカリキュラムの編成方針（講義・実習のテーマの設定及び組み方、講師選定方針、研修旅行の活用方針等）を具体的に記載する。	4枚程度	不問	20点
(2) 運営面（要員計画・業務分担） 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画等を具体的に記載する。			15点
(3) 研修日程案 上記(1)及び(2)を踏まえ、想定される具体的な日程案について記載する。	2枚以内	指定	10点

■業務総括者の経験・能力			
<p>(1)業務総括者の専門的能力</p> <p>・業務総括者のイノベーション創出事業・産業振興、エネルギー・先進医療分野や特区事業に関連する専門的知見・能力と研修運営・指導能力及び、研修に必要な資機材について講師と調整の上、円滑に調達できる知識や能力について記載する。</p> <p>・なお、プロポーザル記載対象の業務総括者は、業務従事者の中で最も深く研修に関与し、研修同行、コース運営（研修関係者に対する支援・調整及び研修の進行）及び契約業務の中心となる従事者で、当該分野の業務経験があり、研修の目的や研修員の知識・技術レベルに基づいて適切にコース運営できる業務従事者を想定している。</p>	2枚程度	不問	20点
<p>(2)類似業務の経験</p> <p>当該分野における過去に従事した案件・業務ごとに、業務総括者自らが担当した業務・役割を明確に記載する（過去5年以内のもの）。また、それらの業務経験が当該案件の実施にあたり、どのように有用であるかについても説明する。</p> <p>*当機構発注業務に限らず、他団体が実施する類似業務も含める。</p>			5点
<p>(3)語学力（英語）</p> <p>語学の資格名、グレード名（又は取得スコア）及び取得年月を記載すると共に、その認定書の写しを添付のこと。認定書の写しがない場合には当該語学資格を語学評価の対象外とする。</p> <p>*提出期限日時点で取得後10年以上経過した資格は語学評価の対象外とする。</p>	-	-	5点

## 2. プロポーザルの体裁

- (1) プロポーザルの表紙には、業務名、提出年月日、全省庁統一資格業者コード（全省庁統一資格有の場合）、応募機関の名称を記載してください。
- (2) プロポーザルは、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。
- (3) 提出されたプロポーザルが所定の文字数・枚数を大きく超える場合、所定の様式によらない場合は減点となる場合があります。

## 3. プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後に提出されたとき。
- (2) 記名がないとき。
- (3) 同一提案者から内容が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。
- (5) 前号に掲げるほか、本説明書に違反したとき。

## 第4 見積書作成及び支払について

- ・全体の契約期間が3年間の場合は、当該3年分の総額（概算）、及び初年度の見積額（概算）・支出項目内訳を提示してください（別添様式1-1、1-2）。
- ・本基準及び単価は、以下 URL の「研修委託契約ガイドライン」一式に基づき設定されており、本件業務では同手引きに基づき実施するものとします。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

（注1）講師謝金、原稿謝金等については、見積書提出時に講師氏名、所属先等経費積算に必要な事項が決まっていない場合は「未定」とし格付け等から類推した概算で積み上げることができます。また、交通費についても同様に概算で積み上げをさせていただいて構いません。

（注2）見積総額を上回る支払い、見積時に計上されていない他費目への流用はできませんのでご注意ください。

（注3）開閉講式におけるレセプションは原則として JICA 国内機関が必要と認める場合のみ、JICA 主催で行う（支払いも JICA が行う）こととしますので、会議費の計上は行わないようにしてください。

## 第5 契約書（案）

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式」

（[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)）

からご確認ください。